

東浦町都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年10月15日

東浦町長

日高 祥夫

東浦町規則第32号

東浦町都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

東浦町都市公園条例施行規則（平成7年東浦町規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条及び別表を改正後の欄の条及び別表に改める。

改正後			改正前		
(公園施設の利用期間及び利用時間)			(公園施設の利用期間及び利用時間)		
第2条 略			第2条 略		
2 前項の規定にかかわらず、このはな館を専用利用する場合の利用時間は、 <u>午後4時</u> から午後9時までとする。			2 前項の規定にかかわらず、このはな館を専用利用する場合の利用時間は、 <u>午後4時（6月1日から9月30日までにあつては、午後5時）</u> から午後9時までとする。		
3 略			3 略		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
施設名	利用期間	利用時間	施設名	利用期間	利用時間
このはな館	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後4時まで	このはな館	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後4時まで（ただし、6月1日から9月30日までは、午前9時から午後5時まで）
マレットゴルフ場			マレットゴルフ場		
おもしろサイクル広場			おもしろサイクル広場	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後5時まで（ただし、10月1日から翌年3月31日までは、午前10時から午後4時まで）
バーベキュー広場の項 略			バーベキュー広場の項 略		

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。